

(問合先)
社会保険庁総務課
企画官 高橋俊之
企画室長補佐 楠元金一郎
(代)03-5253-1111(内3537)
(直)03-3595-2629

平成18年1月13日

地方社会保険事務局事務所の名称変更について

社会保険庁の地方組織である「社会保険事務所」については、312箇所中47箇所は「地方社会保険事務局事務所」という位置づけとなっていました。平成16年12月に決められた平成17年度組織改正の一環として、平成18年1月1日の厚生労働省組織規則の改正（平成17年12月28日官報掲載）により、「社会保険事務所」に改められ、一方、同数の社会保険事務所を、「地方社会保険事務局社会保険事務室」に改めました。

しかしながら、今国会に提出予定の法律案により、平成20年10月を目途に、社会保険庁を廃止して年金新組織を設置し、その際、社会保険事務所は年金事務所に改められることとなったことから、それまでの間、従来どおりの名称を公の名称として使用することにより、看板、案内表示、印刷物等の作り直し経費の無駄を避けるとともに、お客様の混乱を招かないようにしましたので、お知らせします。

(参考) 地方社会保険事務局事務所の経緯と見直しの内容

○地方社会保険事務局事務所は、平成12年4月の地方事務官制廃止で、都道府県庁の保険課、年金課から移行して、地方社会保険事務局を設置した際に、国の地方支分部局の数を増やさないために、各都道府県内の最小の社会保険事務所（事務局所在地から遠隔地が多い）を、事務局内の事務所としたもの。

○事務局内事務所については、当時、5年内に見直しを行うこととされていたことから、平成17年度の組織改正として、見直しを行うこととされた。

- ・事務局から遠隔地にある事務局内事務所 → 社会保険事務所
- ・社会保険事務局の所在地を管轄する社会保険事務所 → 事務局社会保険事務室

○社会保険事務所については、平成20年10月の年金新組織への移行により、「年金事務所」となり、名称改正が必要となるため、今般の一部の事務所の名称改正に対応して、看板や帳票類などの作り直しをすると、無駄遣いとなることから、組織見直しのコストを最低限に抑制するため、社会保険庁として、次の対応をとることとした。

- ・看板、案内表示、公印、広報印刷物、封筒、健康保険被保険者証、一般的な通知類、帳票類等の通常使用する名称については、従前の名称を「公の名称」として用いることとし、当面、変更しない。
- ・ただし、歳入徴収官等の会計関係で用いる名称は、会計法において官職で指定することとされていることから、変更後の官職名による名称とする。

組織名称変更の対象となる社会保険事務所及び局内事務所

社会保険事務局	局内事務所 ↓ 社会保険事務所	社会保険事務所 ↓ 事務局社会保険事務室
北海道	留萌	札幌西
青森	むつ	青森
岩手	二戸	盛岡
宮城	大河原	仙台北
秋田	本荘	秋田
山形	寒河江	山形
福島	白河	東北福島
茨城	日立	水戸北
栃木	今市	宇都宮西
群馬	桐生	前橋
埼玉	秩父	浦和
千葉	佐原	千葉
東京都	荒川	新宿
神奈川県	小田原	横浜
新潟	六日町	新潟
富山	砺波	富山
石川	金沢	金沢北
福井	敦賀	福井
山梨	大月	甲府
長野	伊那	長野
岐阜	高山	岐阜北
静岡	掛川	静岡
愛知	瀬戸	中村
三重	尾鷲	津
滋賀	彦根	大津
京都	舞鶴	大津
大阪	平野	大手前
兵庫	豊岡	三宮
奈良	桜井	奈良
和歌山	和歌山	和歌山
鳥取	倉吉	鳥取
島根	出雲	松江
岡山	高梁	岡山
広島	備後	広島
山口	萩	山口
徳島	阿波	徳島
香川	善通寺	高松北
愛媛	宇和	高松
高知	幡豆	高知
福岡	大牟田	高博
佐賀	武雄	佐賀
長崎	長崎	長崎
熊本	玉名	熊本
大分	日田	大分
宮崎	高鍋	宮崎
鹿児島	奄美	鹿児島
沖縄	平良	那覇

※通常使用する名称については、当面、従前の名称を「公の名称」として用いることとしている。(歳入徴収官等の会計関係で用いる名称は変更後の名称を用いる)